

平成22年度

やまぐち自然共生ネットワーク

通 常 総 会

と き 平成22年5月30日（日）

と ころ コアプラザかの 大研修室

# 総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ（門田山口県環境生活部次長）
- 4 表 彰（岩国市：塚本司郎 殿 功績は別紙参照）
- 5 議 長 選 出
- 6 議 事
  - (1) 第1号議案 平成21年度事業報告について
  - (2) 第2号議案 平成21年度収支決算報告について
  - (3) 第3号議案 役員を選任について
  - (4) 第4号議案 規約の改正について
  - (5) 第5号議案 平成22年度事業計画（案）について
  - (6) 第6号議案 平成22年度収支予算（案）について
- 7 閉会のことば

## 平成21年度事業報告

## 1 事業実績

月 日	事業内容	場 所	参加者
4月23日(水)	第10回理事会(21年度事業等について)	セミナーパーク	8名
5月30日(土)	会誌「共生」第8号発行		
5月30日(土)	平成21年度通常総会 ----- 交流行事(陶が岳登山、周辺散策)	セミナーパーク	57名
7月8日(水)	会誌「やまぐち自然共生ニュース」第7号発行		
7月24日(金)	記念樹贈呈式(奥田定夫氏:美祢市秋芳町嘉万)		6名
8月5日(水)	記念樹贈呈式(伊藤芳孝氏:周南市鹿野)		12名
10月25日(日)	秋の自然体験会 「如意岳・桂木山の桂を体験する」	美祢市秋芳町	13名
11月7日(土) ～8日(日)	第6回リレーミーティングin周防大島 7日(土)周防大島の海を堪能 8日(日)周防大島の山と自然を堪能	東和総合センター 橋ウィンドパーク 嵩山 ほか	51名
11月16日(月)	会報「共生」第9号発行		
1月21日(木)	会誌「やまぐち自然共生ニュース」第8号発行		
3月14日(日)	第11回理事会(21年度の反省、役員改選等)	セミナーパーク	11名
3月26日(金)	会誌「やまぐち自然共生ニュース」第9号発行		

※ホームページ(<http://www.gotjp.com/yama-kyou/>)の更新 随時

## 2 会員数の状況

会員数(平成22年5月25日現在)

(単位:人)

会員数(全体)		内 訳(地域別)						
区分	会員数	岩国柳井	周南	山口防府	宇部美祢	下関	萩	県外
団体会員	53	7	10	12	14	6	4	0
個人会員	111	7	11	44	30	8	9	2
賛助会員	0	0	0	0	0	0	0	0

平成21年度 収支決算報告

【収入の部】

(単位：円)

費目	予算額	決算額	比較増減	内 訳
前年度繰越金	78,936	78,936	0	
会費	160,000	246,000	86,000	うち44,000円は20年度分会費
賛助会費	18,000	0	▲ 18,000	3,000円×12団体
助成金	0	0	0	
受託金	0	0	0	
事業費収入	420,000	389,500	▲ 30,500	
リレーミーティング	300,000	387,000	87,000	周防大島町で開催
自然観察会等	120,000	2,500	▲ 117,500	美祿市秋芳町で開催
雑収入	164	33	▲ 131	預金利息
合 計	677,100	714,469	37,369	

【支出の部】

(単位：円)

費目	予算額	決算額	比較増減	内 訳
事業費	658,000	645,968	▲ 12,032	
交流活動				
総会	20,000	50,358	30,358	会場使用料、資料代、保険等
リレーミーティング	300,000	419,460	119,460	11月7～8日開催 延べ51名
自然観察会等	120,000	1,330	▲ 118,670	1地域で開催 13名参加
広報活動				
会報	200,000	156,820	▲ 43,180	印刷料、郵送料
ホームページ維持料	18,000	18,000	0	サーバー使用料
雑費	19,100	9,521	▲ 9,579	封筒、コピー代等
合 計	677,100	655,489	▲ 21,611	

※翌年度繰越額 (収入額) 714,469円 - (支出額) 655,489円 = 58,980円

【監査報告】

規約第17条の規定に基づき、平成21年度事業報告、収支決算書及び関係書類により監査を行った結果、適正に処理されていることを認めます。

平成 22年 4月 30日

やまぐち自然共生ネットワーク

監 事

黒田義則



平成22年度 やまぐち自然共生ネットワーク役員（案）

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	
会 長	開 村 修 三	山口ささゆり会会長	
副 会 長	中 山 淑 子	地域デザインアトリエ代表	
	白 井 啓 二	錦川流域ネット交流会代表世話人	
理 事			
総務・企画担当	岡 谷 政 宏	NPO法人 水環境地域ネットワーク代表	
広報・編集担当	内 田 修	山口県自然保護課	
地 域 担 当	岩国・柳井 (7団体・7名)	白 井 啓 二	錦川流域ネット交流会代表世話人
		田 中 豊 文	NPO法人周防大島自然体感クラブ理事長
	周 南 (10団体・11名)	山 本 時 博	山口県観光戦略会議議長
		中 本 溥 竝	山口県希少野生動植物種保護支援員
	山口・防府 (12団体・44名)	藤 原 俊 廣	山口県樹木医会会長
		岡 秀 夫	樫野川流域地域通貨・連携促進協議会事務局長
	宇部・美祢 (14団体・30名)	小笠原 治	山口県山岳連盟会長
		木 島 忠 興	秋吉台パークボランティアの会会長
		増 原 啓 一	於福自然観察の森ファンクラブ代表
	下 関 (6団体・8名)	杉 村 智 幸	豊北町自然観察指導員会
		大 迫 芳 彦	(財)下関21世紀協会専務理事兼事務局長
	萩・長門 (4団体・9名)	小 茅 稔	菊ヶ浜を日本一美しくする会会長
堀 成 夫		萩博物館学芸員	
顧 問	西 岡 武 美	NPO法人 ナベヅル環境保護協会会長	
	庫 本 正	秋吉台パークボランティアの会世話人	
監 事	黒 田 義 則	山口県自然観察指導員協議会会長	
事務局長	岡 谷 政 宏	NPO法人 水環境地域ネットワーク代表	

※地域名欄の（団体）（名）は、平成22年5月25日現在の団体・個人会員数。

※団体会員総数は53団体。個人会員は県外2名を加え総数111名。

## 第4号議案

# やまぐち自然共生ネットワーク規約の改正について

## 1 改正理由

- (1) 事務局長の交代に伴う事務所所在地の変更。(山口市→周南市)
- (2) 理事・顧問定数の変更。
  - ① 理事 (3人以上→7人以上)
  - ② 顧問 (1人→若干名)

## 2 改正内容

第2条及び第7条を次のとおり改正する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を山口県周南市に置く。

(役員の種類及び定数)

第7条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、若干名を顧問とする。

平成22年度事業計画(案)

1 事業計画

月 日	事業内容	場 所
4月25日(日)	第12回理事会	山口県セミナーパーク
5月30日(日)	平成22年度通常総会及び活動報告・意見交換会	コアプラザかの
	交流行事	周南市鹿野周辺
	会誌「やまぐち自然共生ニュース」第10号発行	
6月		
7月		
8月		
9月	会報「共生」第10号発行	
10月23日(土) ～24日(日)	第7回リレーミーティングin萩	萩市
11月		
12月	会誌「やまぐち自然共生ニュース」第11号発行	
1月		
2月		
3月	第13回理事会 (平成22年度の反省、役員改選について) 会誌「やまぐち自然共生ニュース」第12号発行	

2 自然観察会等の開催(県内6地域)

- 岩国・柳井、周南、山口・防府、宇部・美祢、下関、長門・萩の地域単位で自然観察会等を開催

3 会員募集(随時)

- 重点募集地域 下関地域、萩・長門地域
- 賛助会員(企業等)の募集

4 その他

- 地域行事の収集
- ホームページ情報の充実

平成22年度 収支予算 (案)

【収入の部】

(単位：円)

費目	予算額	前年度予算額	比較増減	内 訳
前年度繰越金	58,980	78,936	▲ 19,956	
会費	200,000	160,000	40,000	団体：50団体×2,000円 個人：100人 ×1,000円
賛助会費	18,000	18,000	0	3,000円×6団体
助成金	0	0	0	
事業費収入	410,000	420,000	▲ 10,000	
リレーミーティング	350,000	300,000	50,000	7,000円×50人 (1泊2日)
自然観察会等	60,000	120,000	▲ 60,000	6地域で開催 1,000円×10人×6地域
雑収入	20	164	▲ 144	預金利息等
合 計	687,000	677,100	9,900	

【支出の部】

(単位：円)

費目	予算額	前年度決算額	比較増減	内 訳
事業費	648,000	658,000	▲ 10,000	
交流活動				
総会	50,000	20,000	30,000	資料代、表彰経費、保険等
リレーミーティング	350,000	300,000	50,000	10月
自然観察会等	60,000	120,000	▲ 60,000	県内6地域で開催
			0	
			0	
広報活動				
会報	170,000	200,000	▲ 30,000	印刷料、送付料
ホームページ維持料	18,000	18,000	0	サーバー使用料
雑費	39,000	19,100	19,900	消耗品等
合 計	687,000	677,100	9,900	

※広報誌発行経費 300部印刷  
「共生」 73,500 × 1回 = 73,500  
「ニュース」 15,750 × 3回 = 47,250  
メール便 12,000 × 4回 = 48,000  


---

168,750



# やまぐち自然共生ネットワーク規約

## (名称)

第1条 この会は、やまぐち自然共生ネットワークという。

## (事務所)

第2条 この会は、事務所を山口県山口市に置く。

## (目的)

第3条 この会は、自然活動団体等のネットワークを形成し、情報交換等連携を図ることにより、自然の保全等の活動を促進し、山口県の豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的とする。

## (活動の種類及びその事業の種類)

第4条 この会は、この会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然活動団体等の相互の情報交換と交流、連携
- (2) 自然環境保全活動の推進
- (3) 行政機関等と自然活動団体等の情報交換と連携
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

## (会員の種類)

第5条 この会には、次に掲げる会員を置く。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) その他の会員 別に理事会において定めた会員

## (会員の資格に関する事項)

第6条 この会の会員になろうとする者は、会長に入会届を提出することによって会員となることができる。

2 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

## (役員の種類及び定数)

第7条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を顧問とする。

## (役員を選任等)

第8条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2 会長、副会長、顧問は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、総会で選任する。

## (役員職務)

第9条 会長は、この会を代表し、その業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この会の財産の状況を監査すること

## (役員任期等)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会議に関する事項)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 理事会は、理事をもって構成する。

4 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第12条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の作成及びその変更
- (2) 理事の選任、解任及び職務
- (3) 総会に付すべき事項
- (4) その他この会の運営に必要な事項

2 総会は、この規約に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(会計に関する事項)

第13条 会計の方法、区分などは、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、年額1口1,000円とし、個人会員は1口以上、団体会員は2口以上、賛助会員は3口以上とする。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第16条 この会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第17条 この会の事業報告及び収支決算は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後、通常総会の承認を得なければならない。

(規約の変更に関する事項)

第18条 この規約は、総会において出席した構成員の過半数の議決を経て変更することができる。

(事務局)

第19条 この会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(その他)

第20条 その他、この規約の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この会の設立当初の役員は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。

会 長	西岡武美
副会長	小笠原治
副会長	中山淑子
理 事	安達 智
理 事	開村修三
理 事	庫本 正
理 事	白井啓二
理 事	春野義一
理 事	藤原俊廣
理 事	三好美喜子
理 事	山本時博
監 事	清木幹雄

2 この規約は、平成16年7月10日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成19年6月9日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成20年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

# やまぐち自然共生ネットワーク表彰要領

## 1 目的

山口県の豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的とした自然環境保全活動に、特に顕著な功績があった者（団体を含む。以下同じ。）に対し、その功績をたたえるため表彰を行う。

## 2 表彰者

やまぐち自然共生ネットワーク会長

## 3 表彰の対象

次の各号に該当する者で、特に顕著な実績がある者

- (1) 山口県の自然環境保全に関して、その功績が顕著であると認められる者
- (2) 永年にわたり、山口県内において自然環境保全実践活動に努め、その功績が顕著であると認められる者
- (3) 他の会員の模範にするに足るすぐれた成果をおさめ、あるいはすぐれた提案を行い、将来の活躍が期待できる者

## 4 表彰の時期

本ネットワーク通常総会の日に行う。

## 5 表彰の方法

表彰状及び記念品を授与して表彰する。

## 6 表彰の手続き

会員及び関係団体等の推薦があった者の中から、理事会において決定する。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要領は、平成19年6月9日から施行する。